

一 町人乗物之事、只今迄支配方斷に而雖御免候、向後は先總樣可爲駕籠、乍去無據子細於有之は、老中并松平因幡守、石川美作守江申達、可受差圖事、

一 猿樂は、縦五拾歳爲以下といふ共、可爲駕籠事、

一 御三家方、甲府殿綱○宰相家司乗物斷は、老中へ申達、其上以誓詞可爲御免事、

一 諸家中五拾歳以上之者、乗物斷は、主人より狀を取、其身に誓詞爲致、其上に而可被免候事、

一 諸家中五拾歳々内之者、病氣に付而、乗物斷申上間敷候、併乍勤之斷は、老中迄申達、可受差圖、於相調は、主人が狀ヲ取、其身ニ誓詞爲致、可被免候事、

右之外、乗物之儀は、不及申、駕籠たりといふ共、御目付衆江申達、無據子細有之而、吟味之上、可有差圖事、

五月

延寶九酉年七月

覺

一 町人乗物之儀、御免に而只今迄乘來候とも、向後は無用に致し、先總樣駕籠に乗べし、乍去無據子細在之ば、支配方へ可相達事、

一 自今以後、五拾以上之者、駕籠願候は、前々之通、町年寄共方へ可申候、尤五十より内之者は、駕籠たりといふ共、一切乘申間敷之事、

一 向後御免被成候、駕籠之仕樣、此度相極候間、町年寄共方へ參、様子承、拵乘可申候、勿論御定々外之駕籠拵乘候儀、堅可爲無用事、

七月

〔憲教類典三之三十六〕貞享二乙丑年二月廿五日

乘物